

「高齢者施設等の従事者」に該当する施設及び事業所の一覧

4回目接種を受けるにあたり、職種（介護職、医療職、事務職）や、雇用形態（正社員、アルバイト、派遣社員）等は問いません。

○ 介護保険施設

- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院

○ 居住系介護サービス

- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護

○ 老人福祉法による施設

- ・ 養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 有料老人ホーム

○ 高齢者住まい法による住宅

- ・ サービス付き高齢者向け住宅

○ 生活保護法による保護施設

- ・ 救護施設
- ・ 更生施設
- ・ 宿所提供施設

○ 障害者総合支援法による障害者支援施設等

- ・ 障害者支援施設
- ・ 共同生活援助事業所
- ・ 重度障害者等包括支援事業所
- ・ 福祉ホーム

○ その他の社会福祉法等による施設

- ・ 社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む）
- ・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター
- ・ 生活困窮者一時宿泊施設
- ・ 原子爆弾被爆者養護ホーム
- ・ 生活支援ハウス
- ・ 婦人保護施設
- ・ 矯正施設（※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る）
- ・ 更生保護施設

○ 居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等

- ・ 以下の居宅サービス等を提供する事業所（介護）

訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、居宅介護支援

（注）各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

- ・ 以下の訪問系サービス等を提供する事業所（障害福祉）

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援（訪問系サービス等を提供するもの）、自立生活援助、短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

（注）地域生活支援事業（訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業）を含む。

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（8. 2版）」（厚生労働省令和4年7月22日）により作成